

経営事項審査制度の改正に伴う平成28年度京都府 建設工事入札参加資格審査の取扱いについて

平成27年4月
京都府建設交通部

平成26年10月31日付け国土交通省令第85号により経営事項審査（以下「経審」という。）制度の一部が改正されましたが、この改正に伴い、平成28年度京都府建設工事競争入札参加資格審査については、下記のとおり取扱いますのでお知らせします。

記

1 審査対象とする経審

京都府では平成28年度の入札参加資格審査において、改正前後いずれの基準の経審も対象とします。

なお、経審の有効期間の考え方は従来通り、以下の要件を満たす必要があります。

審査基準日及び審査結果日が、平成26年4月1日から平成27年10月31日までにあり、かつ平成27年10月31日時点で最新のもの（再審査を含む。）で、総合評点があること。

2 経審の再審査申請される方について

旧経審で発行済みの経審結果について、新経審で再計算を行った新しい経審結果に置き換える手続きができます。ただし、入札参加資格審査の対象となる経審は平成27年10月31日時点で最新のものとなりますので、再審査の結果通知を平成27年11月1日以降に受けた場合は、再審査を受ける前の経審（ただし上記要件を満たすもの）を審査対象の経審として扱います。

3 参考

経営事項審査の審査項目及び基準の改正等について（国土交通省ホームページ）
www.mlit.go.jp/report/press/totikensangyo13_hh_000292.html